

平成 30 年度第 2 回寝屋川市要保護児童対策地域協議会代表者会議議事録

1 日時

平成 31 年 2 月 6 日（水）午後 1 時 30 分～午後 3 時

2 場所

寝屋川市立保健福祉センター 5 階 会議室 1・2

3 当日の参加者等

(1) 出席委員（31 名中 28 名出席 3 名欠席）

- ア 杉本 こども部 部長 会長
- イ 辻 こども部 次長 兼 こどもを守る課 課長 副会長
- ウ 浜田 浜田・木村法律事務所 弁護士
- エ 上田 寝屋川市歯科医師会 常務理事
- オ 久保 大阪府助産師会寝屋川班 班長
- カ 笠谷 寝屋川市民生委員児童委員協議会 副会長
- キ 宇治本 大阪府寝屋川警察署 生活安全課少年係 係長
- ク 福田 大阪府中央子ども家庭センター 相談対応第二課 課長
- ケ 宮園 大阪府寝屋川保健所 所長
- コ 五月女 寝屋川市社会福祉協議会 総務課 課長
- サ 山口 大阪法務局 人権擁護部第 2 課 係長
- シ 羽根田 寝屋川地区人権擁護委員会 会長
- ス 友井 寝屋川地区人権擁護委員会 委員
- セ 田伏 人・ふれあい部 次長 兼 人権文化課 課長
- ソ 山田 福祉部 保護課 次長 兼 保護課 課長
- セ 塚本 福祉部 障害福祉課 課課長
- ソ 勝浦 こども部 次長 兼 子育て支援課 課長
- タ 入江 こども部 保育課 課課長
- チ 津田 こども部 こどもを守る課 課課長
- ツ 伊東 寝屋川市立保育所所長会 会長
- テ 森本 寝屋川市民間保育所協議会 事務局長
- ト 川原 社会教育部 青少年課 課長

ナ 山口 学校教育部 教育指導課 課長
ニ 小沼 学校教育部 教育研修センター
ヌ 山崎 寝屋川市立小学校 小学校校長会 会長
ネ 楠 寝屋川市立中学校 中学校校長会
ノ 九條 寝屋川私立幼稚園 園長会 会長
ハ 池峯 寝屋川市私立幼稚園協議会 会長

(2) 欠席委員

ア 青山 寝屋川市医師会 副会長
イ 鴨林 枚方寝屋川消防組合寝屋川消防署 副署長
ウ 難波 学校教育部 学務課 係長

(3) 事務局

ア 岡本 こどもを守る課 係長
イ 重田 こどもを守る課
ウ 水谷 こどもを守る課
エ 北中 こどもを守る課

(4) 実務者

横山 教育指導課 係長

4 会議内容

(1) 寝屋川市要保護児童対策地域協議会 会長挨拶

はじめに、杉本会長より、要保護児童対策地域協議会の開催に伴い、挨拶がなされた。

(2) 議題

ア 会議の公開・非公開の決定

辻副会長より、要綱第 12 条に基づき、代表者会議を原則公開とする旨の説明がなされ、委員からの異議がなかったことから、本会議の公開が決定した。

イ 意見交換会

(ア) 市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等に向けたワーキンググループ取りまとめ（概要）

各機関における児童虐待防止に係る取り組みの報告に先立ち、浜田

弁護士より、社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会の下にワーキンググループが設置され、今後の児童相談所の業務の在り方等を含めた、市町村及び都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等に向けた取り組み事項が整理された旨の説明がなされた。

〔浜田弁護士〕

ワーキンググループが定めた、子ども家庭相談支援体制が目指すべき方向性に沿って、国は法的及び財政的措置を含めた適切な対応をすべきであり、市町村並びに都道府県においても、子ども家庭相談支援体制の一層の充実に向けて必要な取り組みを進める必要がある。

(イ) 各機関の取り組み報告

子どもの笑顔・命を守るといった観点から、各機関が実施している取り組みについて、各委員より報告がなされた。

〔福田委員（大阪府中央子ども家庭センター）〕

大阪府中央子ども家庭センターでは、「189」を始めとした、通告及び相談の窓口を設置している。虐待の重症度等に応じて市町村との相互の事案送致等連携を図っている他、一時保護や立入調査等の対応、警察との児童虐待通告の情報共有を実施している。

大阪府中央子ども家庭センターでは、保育所等の関係機関に対して、一時保護解除後の見守りの要請や、気になることについては児童相談所や市町村へ迅速に報告してもらうよう呼び掛けているが、より適切な対応をするためにも、関係機関間で連携を密にする必要があると考えている。

〔津田委員（こどもを守る課）〕

こどもを守る課では、要保護児童対策地域協議会の事務局として、関係機関に対して、児童のモニタリングの要点について書面等を通じて、情報提供を図っている。

また、今年度から子ども家庭総合支援拠点を展開しており、子どもに係る関係機関と連携し、適切な支援を図れるようにしている。また、実務者会議を定期的を開催することで、各関係機関の専門職と細かな情報共有をする事で、連携を深めている。

最後に、乳幼児健診未受診児の緊急把握について、今年度の夏から調査を実施し、現時点で全ての児童の安全確認が完了している。関係機関との協力がなければ把握しきれなかったため、来年度以降の調査も、関係機関と連携していければと考えている。

〔勝浦委員（子育て支援課）〕

今年度より、子育て世代包括支援センターを開設した。助産師と保健師による妊娠届出の受理、母子健康手帳の交付、支援プランの策定等を実施している。妊婦に対しては、面談を通して、妊娠や子育てについての不安などを聞き取ることで、状況把握に努めている。

また、助産師による妊娠期からの母子育児支援を行うなど子育て世代包括支援センターでは、少しでも安心して子育てに取り組んでもらうことを目標に、子育て支援を実施している。

地区の担当保健師においては、家庭訪問を実施し、保護者に寄り添った相談対応を行い、虐待の恐れがある際は関係機関と情報共有している。

関係機関との情報共有については、共有する内容や方法などが課題となっているが、情報を直接伝えあえる体制の構築が重要であると考えている。子どもたちの安全のためにも、関係機関との協力は欠かさずに行っていきたい。

〔入江委員（保育課）〕

保育課では、子ども支援連絡会議において、保育所から上がってきた相談ケース等を報告し、こども部内で連携を図ることで、児童虐待の早期発見に努めている。

また、保育所への入所の際は、虐待などで支援が必要な家庭の子どもに対して、入所調整において、保育所へ優先的に入所できるようにしている。

〔伊東委員（寝屋川市立保育所所長会）〕

寝屋川市立保育所では、職員が子ども達や保護者の日々の生活、姿などに注目しつつ、やり取りすることで、状況把握に努めている。

しかし、ケアが必要な母子は年々増加傾向にあり、職員のスキルアップが求められている。職員の新人研修の際は、要保護児童対策地域協議

会の重要性について説明し、保護者対応や子育て支援が子どもたちの命を守るために大切であることを啓発している。保育所を利用している子どもたちは幼く、自分から境遇を話すことはないため、日々の姿から変化を読み取り、事実関係を関係機関への確に伝えることが課題であると考えている。

〔九條委員（寝屋川私立幼稚園園長会）〕

幼稚園では、要保護ケースが発見された場合、こどもを守る課及び関係機関と連携し、子どもを保護している。

幼稚園では保護者と接する機会が多く、子どもや保護者の異変に気づきやすい立ち位置にあるため、近隣の小学校等とも連携しつつ、児童虐待の早期発見に努めている。

〔山口委員（教育指導課）〕

教育委員会では、学校と連携し、児童虐待防止のための取組を実施している。学校ではケース会議を開催しており、スクールソーシャルワーカーを会議に派遣することで、会議の充実及び支援を図っている。解決が困難な事例については、寝屋川市子どもサポート会議において、大学教授・弁護士等の有識者を交えて事例検討している。

また、全ての教職員を対象に、中学校区で虐待防止研修を毎年実施している。また、今年度からの新たな取組として、青少年課と協力し、小学校1年生と中学校1年生の家庭を対象に、夏季休業期間に家庭訪問を実施した。

〔小沼委員（教育研修センター）〕

教育研修センターでは電話相談による教育相談を実施しており、毎年4月には連絡カードを配布することで、電話相談の窓口を周知している。新しい取組としては、教育指導課と連携し、長期休業明けの時期に、学校を通じて相談案内の手紙を配布している。周知の影響から、電話の相談件数は増加傾向にあるが、関係機関と連携することで、相談内容に適宜対応している。

また、教育研修センターでは、教員を対象に、虐待に係るカンファレンスシートの記入方法等についての年次研修を実施している。

〔山田委員（保護課）〕

保護課では、生活困窮世帯に対して、生活保護法に基づいた、最低限度の生活の保障及び生活状況の把握に努めている。子どもに対する支援については、カウンセラーの資格を有する、子どもの健全育成相談員を2名配置し、子どもの養育に不安を感じる保護受給世帯の保護者に対して、カウンセリングを実施している。

関係機関との連携については、保育所及び小中学校、病院と連携することで、生活状況の把握、子どもの進学時における情報提供、ケースカンファへの出席を行っている。また、生活保護の多子世帯の中で、養育に不安が見られるケースについては、子育て支援課と連携し、別途対応を図っている。

〔田伏委員（人権文化課）〕

人権文化課では、12月の人権週間における街頭啓発の実施、ふらっとねやがわにおける女性相談等を行っている。

今年度では、人権文化課で実施しているDV相談の件数が増加傾向にあり、一時保護されたケースもあったため、児童虐待につながる兆候等をいち早く察知し、関係機関に繋げることができるよう努めている。

〔塚本委員（障害福祉課）〕

障害福祉課では、障害福祉サービスの利用に関する相談及び支援を行っている。要保護児童についても、こどもを守る課と連携しつつ、放課後デイサービスや通学支援など、障害福祉サービスによる適切な支援を図っている。

また、障害福祉課では虐待防止センターを設置しており、虐待ケースについては、養育状況等を関係機関と情報共有している。

〔川原委員（青少年課）〕

青少年課では、小学校1年生から30歳までを対象に支援を行っている。

小学生については、留守家庭児童会によるいわゆる学童保育を市内全ての小学校に開設している。

中学生以上については、池の里市民交流センターとこどもセンターの

2 か所に、青少年の居場所スマイル・ハピネスを設置し、自由に利用できる居場所を提供している。

留守家庭児童会では、土曜日開所を今年度から実施しており、保護者が子どもの送迎をするため、保護者や子ども達とのやりとりを通じて、関係機関への通告に繋がったケースも見られた。

中学生以上についても、青少年の居場所スマイル・ハピネスにおいて、服装が連日変わっていない等の子どもが見られた際は、教育指導課と情報共有しており、教育委員会として適宜対応している。

また、教育委員会では、家庭教育に力を入れており、小中学校1年生を対象とした家庭訪問の実施、市内小学校への家庭教育サポーターの配置を行っている。

児童虐待の防止については、教育委員会が一体となって取り組んでいければと考えている。

〔宮園委員（大阪府寝屋川保健所）〕

大阪府寝屋川保健所では、母子保健事業として小児慢性特定疾病児への支援をしている。大阪府の保健所では、過去の事例対応の反省に基づき、府が定めた虐待に関するアセスメントシートを用いて全事例に対してリスク評価を行うとともに、保健師長や保健所長も参加した所内事例検討会を毎月開催することで、ケースを担当者任せにせず保健所全体でフォローし、必要時には迅速な対応ができるよう体制を整備している。

なお、来年度から寝屋川市が中核市となることに伴い、これまで保健所で扱っていたケースはすべて子育て支援課へ引き継ぐこととなった。その中には虐待リスクが高いケースも含まれているため、来年度以降も府保健所と同水準かそれ以上の保健サービスが提供できるよう、現在引き継ぎ作業を進めている。

関係機関へのケースの引き継ぎに関して、引き継ぎ後の経過を引き継ぎ前の機関にフィードバックすることは、そのときの対応を評価して次の対策につなぐために大変重要である。現在個人情報保護等を理由に十分なフィードバックができていないことは課題であると考えており、必要な情報はフィードバックできる体制構築が必要と考えている

〔笠谷委員（寝屋川市民生委員児童委員協議会）〕

寝屋川市民生委員児童委員協議会では、地域の見守りを通して、子どもたちの様子に変化がないか把握に努めている。

市民から民生委員に通報があった際は、189 やこどもを守る課へ繋げるなどの対応をしている。

今年度においては、今と昔の子育ての違いなどを主題に、子どもについての研修会を開催した他、12 年以上所属している民生委員を対象に、事例研究会を実施し、事例への適切な対応方法を検討した。

〔浜田弁護士〕

各機関の報告から、各機関がそれぞれの特色や強みを生かして、児童虐待の防止及び早期発見に努めていると感じた。

来年度以降も、各機関においては、児童虐待の防止及び早期発見にご尽力頂ければと思う。

(4) その他

辻副会長より、津田委員より報告された、乳幼児健診未受診児の緊急把握について、来年度も緊急把握の調査が予定されているため、引き続き各関係機関の協力を求める旨の説明がなされた。

また、平成 31 年 3 月 6 日に、こどもを守る課による、関係機関向けの研修会が開催される旨の説明がなされた。

以上をもって、会議は終了し、散会となった。